

# 「歩きたばこ禁止条例を」

小学生のころから、たばこの害についての自由研究を続けてきた静岡市立安東中一年の大石悠太君（三）は六日、「歩きたばこ禁止条例」の制定を求め、市議会十一月定例会市民委員会で請願の趣旨説明を行った。同委員会は全会一致で請願を採択した。市議会事務局は「中学生の請願は初めてではないか」と話している。十五日の本会議でも採択は確実とみられる。

大石君は、①たばこが子供や妊婦の健康に与える被

## 中学生の請願採択

害の大きい火のついたたばこを持ち歩く危険③吸い殻の「ポイ捨て」が損なう街の美観④について指摘し、「政令指定都市になっ

たばかりの若々しいこの街が、快適で楽しい街になる

### 静岡市議会市民委

の発作を起こした

よ、条例の制定を求めた。今年六月には、葵区の中心商店街料を料すなどの罰則規定を盛り込むことも要望した。ただ、罰則規定については、同級生や医師、市議らと

「同じ趣旨で条例を制定し



「歩きたばこ禁止条例」の制定を求めて趣旨説明を行う大石君＝市役所静岡庁舎

# 社説

## マナー向上へ条例化を

### 路上禁煙

静岡商工会議所は静岡市に対して、中

心市街地などでの歩きたばこを禁ずる「路上禁煙条例」制定を要望した。同市

内七つのロータリークラブなどからもこれまでに同様の要望が出ている。市は市民の安全と健康、環境を守るために条例化を真剣に検討すべきだ。

多くの人が出入りする公共の場所では喫煙してはならないことや、場所はどこであれ吸い殻をポイ捨てしてはならないことは社会人として当然のマナーである。

そこで、マナーやモラルの問題であるから法律や条例で強制するものではない、という議論もある。しかし、モラルに訴えるだけでは解決が難しいのが現実である。むしろ一定のルールを設けることで、モラル、マナーを向上させて

いくことができるのではないだろうか。

路上禁煙の条例化は、東京都千代田区が二〇〇二年十月、生活環境条例で先んずをつけて以来、全国の自治体に広がっている。県内では浜松市が〇三年七月、市民マナー条例を施行し、ポイ捨てと歩きたばこの禁止を盛り込んだ。熱海市は今年から路上などでの喫煙を防止する条例を制定し、サンビーチを禁煙区域に指定している。

千代田区は路上喫煙者から過料を徴収するなどの罰則付きの条例で、効果を挙げている。例えばポイ捨て吸い殻数の定点調査では施行後は激減。ポイ捨てが原因の火災は施行前に比べ半減し、昨年、消防総監感謝状を受けた。

千代田区に続いて罰則付きの条例を制定する自治体が出てくる。罰則がないと実効が挙がら

ず、条例が空文化しているところもあるからだ。実効を挙げるには加えて、行政と住民が一体となった周知・啓発活動、来街者への協力を呼び掛けるなど地道な努力が不可欠だ。

たばこ健康問題に関しては、一昨年に公共施設に受動喫煙防止の努力義務を定めた健康増進法が施行された。今年二月には世界保健機関(WHO)のたばこ規制枠組み条約が発効し、たばこを吸わない人の健康を守る取り組みが広

く行われるようになった。静岡市の中心商店街は今、政令指定都市の「繁華街」にふさわしいにぎわいを保っている。しかし、一方で「歩きたばこの火の粉や煙が子供の目に入りそう」「服を焦がされそう」などの苦情が市役所にも寄せられている。

街が人に優しく、安全で清潔であることはまちづくりの原点であり、市民が自らの街を自らきれいにするのは地方自治の原点である。

## 資源の無駄遣い許すな

### 中議協 田協

エネルギー権益をめぐり焦点になっていた東シナ海・日中境界線付近の石油・ガス田開発で、中国がガス田「天外天」の生産を開始した。

日本は地下で日本側境界内にながっている可能性があるとして

即刻抗議、共同開発の可能性などをめぐり近く日中政府間協議に入るようになった。協議が日中共同で資源開発をすることで決着できるか。既成事実を積み重ねてきた中国の姿勢からは過剰な期待は禁物だろう。

中国が産業の基であるエネルギー資源の獲得に必死になるのは分

# 男子生徒の活躍～その後の経緯

- 2005年12月20日 「実行委員会」と市担当課(市民生活課)の間で意見交換:  
市は消極的「ポイ捨て禁止程度で良いのでは・・・」
- 2006年2月28日 意見交換: 市から条例案提示、依然消極的な内容
- 2006年3月～4月 パブリックコメント募集:  
賛成意見多数、特に「健康被害防止」「罰則付き」に賛成
- 2006年4月14日 意見交換: パブリックコメントの中間報告を踏まえ、市の姿勢が  
前向きに。喫煙所の設置案に、実行委員会内部で異論。  
( \*生徒・商店街は賛成、市民団体は当初反対、後に妥協)
- 2006年5月2日 意見交換: 条例案の概要提示、「健康への影響」を入れる。  
以後も意見交換、商店街への説明会など頻繁に実施。
- 2006年7月12日 市議会本会議にて条例案可決成立(全会一致)
- 2006年10月1日 条例施行 (喫煙所は設置しない方針)

# 静岡市路上喫煙による被害等の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙による身体若しくは財産上の被害又は健康への影響（以下「路上喫煙による被害等」という。）に関する市民意識の高揚を踏まえ、路上喫煙による被害等の防止に関し、市民等、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、路上喫煙の禁止その他の必要な事項を定め、もって快適な道路等の公共の空間の確保を図ることにより、健康的で安全・安心な生活環境を保持することを目的とする。